# 鶴ヶ島市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第 9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 髙 橋 剣 二

# 1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準(令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号)に準拠して監査を行った。

#### 2 監査の種類

行政監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による 監査)及び定例監査(同法同条第4項の規定による監査)

## 3 監査の対象

- (1) 市民生活部 東市民センター
- (2) 市民生活部 富士見市民センター
- (3) 市民生活部 西市民センター
- (4) 市民生活部 地域活動推進課
- (5) 福祉部 脚折児童館
- (6) 教育部 学校教育課

#### 4 監査の着眼点

令和5年度(4月から9月まで)の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が 法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

#### 5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を 聴取して監査を行った。

# 6 監査の実施場所及び日程

実施場所:鶴ヶ島市役所 庁議室

日程:令和5年11月15日

# 7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市 民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執 行に努められたい。

#### (1) 市民生活部 東市民センター

## ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 東市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和5年9月末現在の利用件数は1,952件、利用人数は27,736人、 登録団体数は64団体である。

建築後42年が経過し、経年劣化に伴う修繕課題が数多くあるが、今後 も引き続き関係課と連携して対応し、施設の機能維持を図っていく。

## (イ) 東市民センター施設集中改修経費

市民が安全に、かつ安心して施設を利用できるよう、公共施設総点検の結果に基づき、設備の劣化状況等に合わせた必要な改修工事等を行う経費。 高圧受電設備の経年劣化による変圧器3台の交換更新工事と、そのうち 2台が低濃度PCB含有のため、専門業者による運搬、処分を適正に行う。

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務 適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 適正に執行されているものと認められた。
- (エ) 備品等の財産管理 適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。

## (2) 市民生活部 富士見市民センター

# ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 富士見市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和5年9月末現在の利用件数は2,075件、利用人数は23,667人、 登録団体数は94団体である。

感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、市民センターの利用 基本方針による制限が撤廃されたため、利用実績は回復傾向にある。

今後も引き続き、適正な維持管理を行う。

# (イ) 富士見市民センター講座等開催経費

地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び市民の学びを支援するための講座を開催する経費。

生きがいリハビリ交流事業笑うひまわりサロンや地域課題講座など開催 し、地域の活性化を図る事業を行ってきた。

今後も引き続き、多様な事業を行っていく。

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務 適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 適正に執行されているものと認められた。
- (エ) 備品等の財産管理 適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。

## (3) 市民生活部 西市民センター

## ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 西市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和5年9月末現在の利用件数は1,384件、利用人数は15,071人、 登録団体数は48団体である。

感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、市民センターの利用 基本方針による制限が撤廃されたため、利用実績は回復傾向にある。

今後も引き続き、適正な維持管理を行う。

# (イ) 西市民センター講座等開催経費

地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び市民の学びを支援するための講座を開催する経費。

舞台の宴(利用団体発表会)や高齢者事業生きがいリハビリ交流サロン(ほほえみ)を開催した。また、環境フェアを実施し、地域の子どもから高齢者まですべての住民に向けて、様々な問題を知ることや体験を通し、改めて環境について考え学んでもらうことができた。

今後も引き続き、多様な事業を行っていく。

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務 適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 適正に執行されているものと認められた。
- (エ) 備品等の財産管理 適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。

#### (4) 市民生活部 地域活動推進課

## ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

## (ア) 地域支え合い推進経費

地域の課題を地域で解決していくため、地域のさまざまな主体が関わる地域支え合い協議会に対し、運営費及び事業費の補助や活動提案などを通じた支援を行う。

地域支え合い協議会は8協議会が設立されており、各協議会に協議会等補助金を交付し、うち7協議会に放課後子ども教室補助金を交付している。

今後も地域の拠点施設である市民センターの活用を図りながら、各地域で地域課題の解決に向けた取り組みを進めていく。

## (イ) 自治会等補助金

自治会に対して、各種補助金交付や情報提供、活動助言などの支援を行い、 地域における自治会活動を助長することで、自治活動の振興と自治意識の向 上を図るための経費。

自治会等補助金を78自治会、コミュニティ施設特別整備事業補助金を1 自治会、コミュニティ施設冷暖房機器整備事業補助金を2自治会に交付した。 今後も自治会活動の進展のため、事業を継続していく。

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務 適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 適正に執行されているものと認められた。
- (エ) 備品等の財産管理 適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。

## (5) 福祉部 脚折児童館

## ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

# (ア) 脚折児童館事務経費

地域の子育て支援の拠点として児童の居場所、安心・安全な活動の場を提供し、児童の健全育成を図る経費。

主には、会計年度任用職員(児童厚生員及び夏季補助員)の報酬である。 今後も引き続き、地域における子育て支援、児童健全育成の拠点として、 効果的な運営を行う。

# (イ) 児童館行事等開催経費

乳幼児親子対象の子育で講座、乳幼児から小学生までを対象とした季節行事等を通してこども達の健全育成を図るための経費。

今年度、乳幼児親子対象事業31回、小学生対象事業22回行っており、 家庭で味わえない経験ができた、保護者同士つながりができたなど好評であ る。

今後も、様々な事業を計画的に実施し、育児に関する情報発信や、子ども たちの健全育成を図る。

## イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (6) 教育部 学校教育課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 小学校情報教育推進経費・中学校情報教育推進経費

ICT機器を活用した情報教育の充実を図るための経費。

児童生徒の学習進度に応じた課題を提供する学習支援ソフト「ミライシード」を使用し、児童生徒の学習レベルの向上を図っている。

学習用端末などを安定的に活用するため、校内情報通信ネットワーク等の保守管理を実施し、今後も次代を担う児童生徒に必要な能力である「情報活用能力」の育成を図っていく。

(イ) 小学校鶴っ子サマースクール×大学生WIN-WIN事業・中学校鶴っ子 サマースクール×大学生WIN-WIN事業

児童・生徒が自主的に学習できる機会を設け、学習意欲を向上させ、家庭 学習の習慣化を図ると共に、将来の職業選択に役立つ経験となるよう、教 職を目指す大学生等を学習指導補助員として採用し、児童・生徒と大学生 の双方の成長を促すための経費。

夏休み期間を利用して市内各小・中学校で延べ9日間実施し、小学校5 19名、中学校152名が参加した。

アンケートでは、参加した児童・生徒の約80%が「勉強が好きになった」と回答し、学習意欲の向上が認められ、約60%が「家庭学習の時間が増えた」、約75%が「今後、毎日家庭学習を続けようと思っている」と回答し、家庭学習の定着が進んだ。

引き続き来年度も実施する予定である。

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務 適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 該当事務なし
- (エ) 備品等の財産管理 適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。